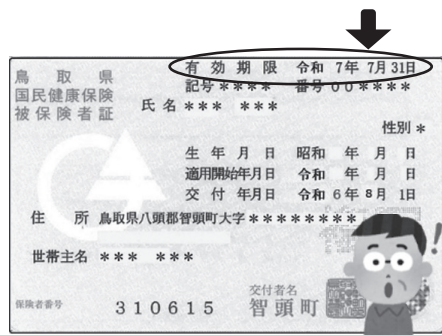


国民健康保険の保険証を更新します

現在お使いの国民健康保険（国保）の保険証は、有効期限が令和6年7月31日までとなっております。新しい保険証は、7月下旬に世帯主宛に簡易書留で加入者全員分をまとめて郵送します。保険証が届いたら、記載事項に誤りがないか確認してください。

配達時に不在で、不在票が入っていた場合は、郵便局保管期間内に再配達を依頼してください。保管期間経過後は、保健センター福祉課で預かります。

古い保険証は、保健センター福祉課、又は役場税務住民課で随時回収します。



▲送付予定の国民健康保険の保険証

■保険税の未納があった場合

6月末時点で保険税の未納がある世帯には、保険証を郵送しません。更新の手続きは、役場税務住民課へ相談してください。なお、未納通知発送と行き違いに納付された場合は、容赦ください。

■国民健康保険の脱退

就職などで他の健康保険に加入した場合は、国保脱退の届け出が必要です。手続きをしないと国保税がかかり続けてしまいます。

他の健康保険に加入したのに、新しい保険証が届いた人は、国保加入中のままとなっております。すみやかに福祉課で脱退の届け出をしてください。

〈届け出に必要なもの〉

- ・国民健康保険証
- ・職場の健康保険証（扶養家族がいる場合はその人の保険証を含む）
- ・マイナンバーが分かるもの
- ・本人確認ができるもの

この年齢に当てはまる場合、更新等の手続きは不要です

70歳の人

高年齢受給者証切り替えのため不要

70歳に到達した月の月末までが有効期限

- ※新しい保険証は郵送します
- ※12/2からは下記のとおりです

75歳の人

後期高齢者医療制度へ移行するため不要

75歳に到達する前日までが有効期限
75歳の誕生日から後期高齢者医療の保険証で受療します。

- ※新しい保険証は郵送します
- ※12/2からは下記のとおりです

！ 重要なお知らせ

国の法改正に伴い、令和6年12月2日から現行の保険証が発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードと健康保険証が一体化したもの）が基本となります。12月1日までに交付した保険証は、保険証に記載の有効期限まで利用できます。12月2日または有効期限後については、下記のとおりです。

マイナ保険証を持っている人

簡易的に資格情報が把握できる「資格情報のおしらせ」を送付します。受診の際、マイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証と合わせて提示してください。

マイナ保険証を持っていない人

現行の保険証に代わる「資格確認書」を送付します。受診の際に提示してください。